



Kawanishi town news

広報 川西

号外

新型コロナウイルス感染症対策として、厚生労働省の専門家会議で「不要不急な集まりの自粛を検討する必要がある」とのコメントが出されました。報道のとおり、その影響は日増しに拡大しつつあります。川西町では「川西町新型コロナウイルス対策本部」を設置し、対策を協議しています。今回、情勢を考慮した結果、行事等の際には、感染の拡大防止と参加者や関係者の健康・安全が第一と考えるに至りました。

そのため、3月末までに開催を予定していた次の**行事等を中止**することとしました。開催に向けて尽力いただいた関係者、参加を予定していた皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。4月以降の行事・イベント等については、情報収集に努めたうえで判断していきます。

令和2年3月1日

川西町新型コロナウイルス対策本部長
川西町長 竹村 匡正

広報「川西」3月号で周知している行事も、
下記のとおり中止となるものがあります。

▼新型コロナウイルス感染症対策で中止になるイベント・行事（川西町主催）

日付	行事名	問い合わせ先
2月29日（土）	4・5歳児 親子クッキング	保健センター ☎0745-43-1900
3月1日（日）	大和川一斉清掃	事業課 ☎0745-44-2679
3月7日（土）	ひだまり交流会	子育て支援センター ☎0745-43-2575
3月13日（土）	子育て講座	子育て支援センター ☎0745-43-2575
3月14日（土）	3歳児 親子クッキング	保健センター ☎0745-43-1900
3月14日（土）	はじまるマルシェ	総合政策課 ☎0745-44-2213
3月15日（日）	子どもフェスティバル	教育委員会事務局 ☎0745-44-2214
3月18日（水）	すくすくサロン	保健センター ☎0745-43-1900

▼新型コロナウイルス感染症対策で延期になるイベント・行事（川西町主催）

日付	行事名	問い合わせ先
2月27日（木）	生活支援体制整備事業 ワークショップ	長寿介護課 ☎0745-44-2635

代替の日程が決まり次第、広報「川西」などでお知らせします。

不明な点などのお問い合わせ先
川西町新型コロナウイルス対策本部
（事務局：川西町役場健康福祉課内）
☎ 0745（44）2631
FAX 0745（44）4780

川西町からの情報発信はこちらから！
川西町ホームページ内の「新型コロナウイルス対策」につながります。
川西町ホームページ・トップ→重要なお知らせ→新型コロナウイルスに関するお知らせ



▼新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳（せき）が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感（けんたいかん））を訴える人が多いことが特徴**です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日といわれています。新型コロナウイルスは**飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染**によりうつるといわれています。重症化すると肺炎になり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特に高齢者や基礎疾患のある人は重症化しやすい可能性が考えられます。

飛沫感染	接触感染
感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の人が触れるとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触れると粘膜から感染します。

▼日常生活で気をつけること

まずは**手洗いが大切**です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに接見やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある人は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の人に病気をうつす可能性があります。**咳エチケット**を行ってください。

持病がある人、高齢者はできるだけ人混みを避けるなど、一層の注意をしてください。



▼新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

相談先	連絡先	対応時間
厚生労働省	☎ 0120-565653	午前9時～午後9時
奈良県	☎ 0742-27-8561 FAX 0742-22-5510	平日：午前8時30分～午後5時15分 土日祝：午前10時～午後4時
中和保健所	☎ 0744-48-3037 FAX 0744-47-2315	平日：午前8時30分～午後5時15分
帰国者・接触者 相談センター	☎ 0742-27-1132 FAX 0742-22-5510	平日：午前8時30分～午後5時15分 土日祝：午前10時～午後4時

▼新型コロナウイルス感染症を疑う要件

次のア～ウのいずれか。2月13日時点での定義であり、今後変更になる可能性があります。

- ア 症状：発熱37.5度以上または呼吸器症状
接触歴など：発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触した
- イ 症状：発熱37.5度以上かつ呼吸器症状肺炎を疑わせる
接触歴など：発症前14日以内に湖北省渡航歴がある
- ウ 症状：発熱37.5度以上かつ呼吸器症状肺炎を疑わせる
接触歴など：発症前14日以内に湖北省滞在歴のあるものと濃厚接触した

厚生労働省
ホームページ

